

改正

平成28年3月29日規則第4号

敦賀美方消防組合火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）の規定により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち関係市町が処理することとされた事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空包の譲受の許可申請)

第2条 法第17条第1項の規定による火薬類（空包に限る。第9条において同じ。）の譲受の許可を受けようとする者は、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）様式第10の火薬類譲受許可申請書に火薬類消費計画書（様式第1号）を添えて管理者に提出しなければならない。

(煙火及び空包の消費許可申請)

第3条 法第25条第1項の規定による火薬類（煙火及び空包に限る。第4条において同じ。）の消費の許可を受けようとする者は、省令様式第29の火薬類消費許可申請書に、煙火にあつては火薬類（煙火）消費計画書（様式第2号）を、空包にあつては前条の火薬類消費計画書を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の火薬類消費許可申請書を受理し、支障がないと認めるときは、煙火にあつては煙火消費許可証（様式第3号）を、空包にあつては火薬類消費許可証（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(譲受の許可申請の特則)

第4条 省令第90条の2の規定により消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者は、省令様式第50の火薬類譲受・消費許可申請書に、第2条の火薬類消費計画書を添えて管理者に提出しなければならない。

(許可の取消しの通知)

第5条 管理者は、法第17条第3項又は法第25条第3項の規定により許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第5号）により理由を付して申請者に通知するものとする。

(許可証の有効期間)

第6条 法第17条第6項に規定する譲渡許可証及び譲受許可証の有効期間は、譲渡許可証にあつては2週間、譲受許可証にあつては1年とする。

(許可申請書等の記載事項の変更)

第7条 省令第81条の14の表11の項に規定する火薬類消費許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出は、火薬類消費許可申請書等記載事項変更届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(火薬類消費許可証の再交付)

第8条 第3条第2項に規定する火薬類消費許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたことにより再交付を受けようとする者は、火薬類消費許可証再交付申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。この場合において、再交付の理由が汚損であるときは、当該許可証を添えなければならない。

2 火薬類消費許可証の再交付を受けた者は、再交付の後において旧許可証を発見したときは、速やかに、当該許可証を管理者に返納しなければならない。

(相続等の届出)

第9条 省令第81条の14の表15の項に規定する相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得したときの届出は、火薬類所有権取得届出書(様式第8号)に、管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(火薬類の収去)

第10条 法第43条第1項の規定により火薬類を収去するときは、被収去者に収去証(様式第9号)を交付するものとする。

(立入りの証票)

第11条 法第43条第4項の証票は、敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則(昭和48年敦賀美方消防組合規則第1号)第2条に規定する証票とする。

(手数料)

第12条 第2条、第3条第1項(煙火に限る。)及び第4条の規定による許可申請の手数料は、敦賀美方消防組合手数料徴収条例(平成12年敦賀美方消防組合条例第2号)の定めるところによる。

2 前項の手数料は、申請時に納入しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第13条 法又は省令に基づき管理者に提出する申請書等の提出部数は、2部とする。ただし、福井

県公安委員会等へ照会を要するものは、3部とする。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に敦賀美方消防組合火薬類取締法に関する事務処理規程（平成8年敦賀美方消防組合訓令第12号）によりなされた手続、処分その他の行為は、この規則によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。